

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事長 山下 一平

福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

福祉用具専門相談員は、平成12年の介護保険制度の創設とともに誕生した新しい専門職です。

介護保険における福祉用具は、ご利用者の自立支援、介護者の負担軽減を目的に給付されますが、この目的を達成するためには、ケアプランに基づき、その方のニーズや状況に応じて最適な福祉用具が選定され、適切な利用を支援していく必要があります。この役割を担っている専門職が、福祉用具専門相談員です。本会は、平成19年にこの福祉用具専門相談員の技能の向上と、社会的な地位の確保を目的に設立された職能団体です。現在、この目的達成のため様々な活動を展開しています。

介護や支援が必要な高齢者は、心身の状態変化に応じて、適宜、適切な福祉用具が提供されるよう、介護保険では「貸与」が原則的な給付方式となっています。

本会では、優れた機能を有する福祉用具を、必要とする高齢者に対して、必要な期間だけ提供し、資源の有効活用の視点から再利用を可能とする、我が国の福祉用具貸与制度をすばらしい社会システムであると考えています。そして、この貸与制度が効果的、かつ効率的に機能するためには、サービスの提供を担う福祉用具専門相談員の役割が重要である事は言うまでもありません。

今後とも、製造事業者は技術革新を進め、優れた機能を有する様々な福祉用具を開発していくでしょう。そして、私たち福祉用具専門相談員は、その福祉用具の利用支援を通じて、個々のご利用者の自立に積極的に貢献していきたいと考えています。団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、現在、政府をはじめ関係者の皆様は、制度の持続可能性を高めつつ、介護保険の充実、強化を図るための検討を進めています。

本会では、福祉用具や、福祉用具専門相談員の役割を十分ご理解頂き、福祉用具貸与制度の優れた点を更に発展させ、高齢者の福祉の増進に資するよう、制度見直し、並びに平成23年度予算案等に関して以下の事項を要望いたします。

(1) 福祉用具個別援助計画書の作成義務化について

介護保険で提供される介護給付サービスには、個別の利用計画が規定されていますが、福祉用具貸与は例外です。しかし、福祉用具貸与もケアプ

ランに沿って提供される介護給付であることから、計画的なサービス提供を担保する仕組みとして、福祉用具の利用計画書の作成は不可欠であると考えます。本会は、一昨年「福祉用具個別援助計画書・標準様式」を開発し、その普及・啓発に努め、現在、多くの関係者が作成に取り組んでいます。昨年2月のパブリックコメント(注1)における政府の対応方針では、福祉用具個別援助計画書作成の意見に対して「実施に向けて検討する事項」と位置づけていますが、福祉用具貸与のサービスの質の向上のためにも、指定居宅サービスに係る基準等(注2)に位置づけるなど、福祉用具個別援助計画書の作成の義務化を要望いたします。

注1) 介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート(平成22年2~3月厚生労働省実施)

注2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)

(2) 定期訪問による利用状況の確認の義務化について

福祉用具利用中の事故が増加していますが、この防止のためにも、定期的な訪問による利用状況の確認と、正しい使用方法の指導が必要と考えています。本会では、本年度「モニタリングシート」を開発し、その普及・啓発に努めていますが、現在モニタリングの義務付けはありません。利用者の生活目標の実現と、安全を担保する継続的なサービスの提供のためにも、義務付けを求めるものです。最低6ヶ月に一度程度の訪問による利用状況の確認を指定居宅サービスに係る基準等に位置づけることを要望します。

(3) 質の高い福祉用具個別援助計画書等を効率的に作成できる環境整備について

前記(1)の「福祉用具個別援助計画書」や、(2)の「モニタリングシート」の作成は、ご利用者の自立支援、安全な利用環境の整備に役立ちますが、同時に事業者や、福祉用具専門相談員にとっては一定の負担が伴います。福祉用具専門相談員がご利用者の実態に応じて、効率的に、質の高い福祉用具個別援助計画書等を作成できるよう、前記(1)、(2)の実現と同時に、研修のあり方等についてもご検討頂きますようお願いいたします。また、計画作成やモニタリングの実施は、ケアマネジャーと

の連携が不可欠なことから、関係者に対する普及・啓発活動についても併せてご検討をお願いいたします。

(4) 軽度者に対する福祉用具の利用について

平成 18 年度の法改正によって、要支援 1、2、要介護 1 の人には一部の福祉用具の利用が保険対象外とされ、医学的な所見、サービス担当者会議に基づき必要と判断された方のみ例外的に給付されることになりました。本会では、この例外給付の事務が煩雑なため、要件に該当するご利用者の利用制限にもつながっているものと懸念しています。急速な状態の悪化が見込まれる人の利用について例外規定の判断が迅速になされるように、市町村、ケアマネジャーに対して周知を図るよう改めて要望します。なお、軽度の要介護者への給付のあり方に関して、福祉用具は既に要支援者、要介護 1 の人の利用が例外規定を除き、保険給付から除外されております。本会としても、介護予防の視点から、例外規定に該当する状態像の方を的確に把握できるよう、福祉用具専門相談員の能力向上に努めてまいります。

(5) サービス内容を踏まえた介護給付費通知の実施について

福祉用具の貸与価格は事業所による届出制で、各事業者が提供するそれぞれ異なったサービスコストで構成されています。このサービスには、私たち福祉用具専門相談員が行なう相談や訪問確認など様々な業務コストが反映されています。しかし、各保険者が「外れ値」対策として行う介護給付費通知では、現に利用している福祉用具の価格を、他の指標データと価格のみで比較する内容です。この通知により、ご利用者が福祉用具貸与を価格のみで判断する傾向が生じると、事業者がサービスコストを抑え、その結果、私たちの就労環境の低下や、それに伴うサービスの質の低下を招くことが危惧されます。給付費通知の実施にあたっては、価格にサービスコストが含まれ、事業者ごとにサービス内容が異なっている点も併記するよう、市町村に徹底して頂くよう要望いたします。

(6) 福祉用具専門相談員のキャリアアップの仕組み、リーダーの養成等について

福祉用具のサービスの質の向上には、福祉用具専門相談員がこの業務に意欲と誇りをもち、経験を積み重ねてスキルアップしていくことが大切です。また、新たな福祉用具の開発も行なわれ、正しい使用方法を含めた情報収集や研修が、常に必要となります。このためには、検定制度や資格制度など多様なキャリアアップの仕組みを整備していくことも必要と考えています。同時に、職場や地域におけるリーダーを養成することが、職種全体の資質の底上げにつながることから、既存の研

修制度を活用するなどの方法も踏まえ、福祉用具専門相談員における主任制の導入などキャリアアップの仕組みの整備についてご検討頂きますようお願いいたします。

(7) 福祉用具貸与の対象種目の解釈通知の変更について

重度の関節拘縮や麻痺のある要介護者は、両膝が重なり、圧迫されて膝の内側に床ずれが生じたり、上肢が身体に密着し、肘や手首等の骨の突出部分が圧迫されて床ずれが生じるなど、マットと身体との未接触部分への対応が必要なケースがあります。このような場合、ポジショニングクッション等と、全身用のマットと併用することで、床ずれ防止に効果を発揮することから、床ずれ防止用具の適用範囲を「全身用マット」(注 3)から「部分的又は全身用マット」に変更するか、若しくは体位変換器の適用範囲を広げていただくよう要望いたします。

注 3) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて(平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号)

(8) 腰痛予防対策としての移動用リフトの普及・啓発について

身体介護における移乗は、介護者の腰への過重な負担を伴い、腰痛が深刻な問題となっています。「職場における腰痛予防対策指針」や、「女性労働基準規則」では、重量物の取り扱いに一定の制限を設けていますが、現場の必要性から順守が難しい状況といわれています。本会では、移動用リフトの活用により、介護者の負担少なく移乗を行うことができると確信しています。施設の介護労働者はもとより、在宅での家族介護者の負担軽減を図るため、移動用リフトの普及・啓発を進めて頂くよう要望いたします。

(9) 施設での福祉用具利用について

介護保険施設での福祉用具利用は、施設がそろえる備品となっています。そのメンテナンスなどは施設に任されているのが現状です。介護保険制度により在宅で、貸与による福祉用具利用ができて、施設に移れば、利用は終了となり、施設にある福祉用具を利用することとなります。その人に合った福祉用具利用の継続性の観点から、施設での継続利用を要望します。また施設での介護職員の負担軽減のための福祉用具の活用及び、調整やメンテナンス不足による事故を防ぐためにも、福祉用具専門相談員の活用をご検討下さい。

以上